

令和 8 年度随意契約一覧表【生涯学習部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
中央図書館	令和 8 年度 自動車文庫車両等 運転業務	令和8年4月1日	公益社団法人 富田林市 シルバー人材センター	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,684,173	・自動車文庫車両等運転 ・市内小学校及び中学校配本サービス（ブック便） ・市内公共施設の連絡便及び返却ポスト設置場所における返却本の回収 ・学童クラブ等団体貸出の配本及び返却本の回収 ・車両の安全点検、維持管理等	地方自治法施行 令第167条の 2 第 1 項第 3 号	公益社団法人富田林市シルバー人材センターは、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センター」に該当する団体であるため、当該業務委託に係る役務の提供が可能であることから、随意契約を希望します。
公民館	令和 8 年度 中央公民館喜志分 館管理業務	令和8年4月1日	アクティオ 株式会社 大阪支店	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	2,000,000	中央公民館喜志分館の施設使用に関する来館者や電話問い合わせの窓口応対、鍵の引き渡しおよび施設使用報告書・鍵の返却確認等の業務、施設使用前・使用後の安全点検、および施設・備品の整理・整頓の確認。冷暖房・照明等施設備品の動作点検および使用後の停止確認。使用後の施錠確認	地方自治法施行 令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号	左記業者がレインボーホールを指定管理者として管理しており、ホール内にある喜志分館利用の申込受付や鍵等の受渡し等の本業務について同社と特命随契することにより、利用者の利便性を向上させることができるため。
文化財課	史跡新堂廃寺跡及びお亀石古墳 樹木剪定等業務	令和8年4月21日	一般財団法人 富田林市 公園緑化協会	契約日の翌日	～	令和9年2月15日	1,241,900	史跡新堂廃寺跡及びお亀石古墳樹木剪定を行う。 1) 高木の伐採・剪定撤去 2) 上記業務で発生した残株処理	地方自治法施行 令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	本業務は市内の文化財が対象で、貴重な文化財を後世に保存維持するため、業務実施には十分な配慮が必要である。一般財団法人富田林市公園緑化協会は樹木が周囲に与える影響等を十分に理解しており、樹木匠としての専門知識を持っている。これまでも文化財の樹木剪定業務等の維持管理作業を実施していることから、長年積み上げてきたノウハウがあり、状況を熟知している。以上のことから、同協会に随意契約を希望するものである。
生涯学習課	令和 8 年度 富田林市民マラソ ン大会等業務	令和8年4月1日	富田林市体育協会	契約日	～	令和9年3月31日	2,438,800	富田林市民体育大会、大阪府総合体育大会、富田林市民マラソン大会運営業務	地方自治法施行 令第167条の 2 第 1 項第 2 号	同協会は市民の体力向上と健全なるスポーツ精神の高揚を図ることを目的として設立されており、例年、①富田林市民体育大会、②大阪府総合体育大会、③富田林市民マラソン大会を実施運営していただいております。永年の活動によりあらゆる大会の運営に精通しており、同協会の活動も営利を目的としていないため。
公民館	公民館図書館機械警備業務（長期 継続契約）	令和8年5月29日	セコム 株式会社	令和8年6月1日	～	令和12年6月30日	2,567,257	中央公民館図書館、東公民館、金剛図書館公民館施設の機械警備業務	地方自治法施行 令第167条の 2 第 1 項第 8 号	指名競争入札を実施したところ、入札参加者が 1 業者だったため、入札が中止になりました。機械警備を取り扱える業者はすべて指名競争入札で指名しているため、業者を変えての再度の入札はできません。業務開始日が 6 月 1 日で期間もないため、入札の意思があった現契約業者であるセコム株式会社との契約を希望するものです。
生涯学習課	こども演劇ふれあい事業	令和8年5月29日	株式会社 劇団カップ座	契約日の翌日	～	令和8年8月31日	1,122,000	こども演劇ふれあい事業 一式 上記に伴う、設営及び備品準備 一式 その他、担当市職員が指示するもの	地方自治法施行 令第167条の 2 第 1 項第 2 号	（株）劇団カップ座は、富田林市内に本拠地を置く児童向け劇団であり、本事業の目的を十分に達成するための専門的な知識や技術を備えております。また上演会場である市内小学校と綿密な連絡体制を確保しており、安定的に業務を進めることができ、本業務の確実な履行が可能です。加えて、他社で劇団を有する会社がないため、上記事業者と特命随意契約を希望するものです。
生涯学習課	富田林市民プール臨時駐車場・ すばるホール駐車場警備業務	令和8年6月15日	金剛警備保障 株式会社	令和8年7月25日	～	令和8年8月30日	1,408,000	富田林市民プール臨時駐車場・すばるホール駐車場の警備等 対応業務	地方自治法施行 令第167条の 2 第 1 項第 2 号	市民プール指定管理者は市民プール臨時駐車場・すばるホール駐車場の警備契約を施設間の連携を密にするため、すばるホール指定管理者が契約をしている金剛警備株式会社と契約を予定しております。利用者の安全確保には各施設間の密な連携が求められますが、同社のみで警備することでその要求を満たし、未然にトラブルを防ぐことができます。以上から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を希望いたします。
生涯学習課	2026富田林ドリームフェスティ バル事業業務	令和8年7月1日	富田林市スポーツコミュニ ティ創造パートナーズ (代表団体：美津濃株式 会社 代表取締役社長 水野明人)	契約日の翌日	～	令和8年10月30日	1,656,780	2026富田林ドリームフェスティバル開催運営	地方自治法施行 令第167条の 2 第 1 項第 2 号	事業会場となる総合スポーツ公園は、現在、指定管理者である富田林スポーツコミュニティ創造パートナーズが施設・設備を一括で保守管理しています。このことから専門的な知識と継続性が必要であり、他社では事業運営の突発的な対応ができないなど、安定的な事業運営ができません。また施設・設備についての打ち合わせ等の作業は不要となり、本市にとってメリットが大きいと考えます。よって同社との随意契約を希望するものです。